

令和 2 年 12 月に判明した事務処理誤りの概要と対応（追加）

確認事項の見誤り（1 件）

- 令和 2 年 12 月 11 日、療養補償証明書未提出者に関する照会文書を受け取られた医療機関からのお問い合わせにより、当該照会文書 7 件を誤って、別の医療機関または調剤薬局（以下、「医療機関等」という。）に送付していたことが判明しました。

照会文書の宛先に、同一名称の異なる医療機関等の住所を記載して送付したことが原因です。

7 件のうち、1 件は「宛先不明」として返送されましたが、残り 6 件の医療機関等については、お詫び文書を送付し、誤送付を謝罪するとともに照会文書をご返送いただくよう依頼しました（その結果、5 件回収し、残り 1 件は医療機関においてシュレッダーにより廃棄処分した旨を聴取しました）。

また、「宛先不明」となった 1 件を除く 6 件の被保険者の方々には、お詫び文書を送付しました。

再発防止策として、照会文書の宛先の医療機関名及び所在地と、照会文書の基データである診療報酬明細書データの医療機関名及び所在地が一致していることを、複数名で確認するよう徹底いたします。